

答 申

1 審査会の結論

埼玉県公安委員会（以下「実施機関」という。）が、「苦情処理結果通知書（公委第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求について、平成29年1月20日付けで行った、訂正をしない旨の決定は、妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人は、平成28年6月15日付けで、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、保有個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、別表のとおり、5件の保有個人情報を特定し、平成28年8月5日付けで、条例第21条第1項の規定に基づき、5件の部分開示決定を行い、審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成28年11月25日付けで、条例第29条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件対象保有個人情報について「監察官室」を「警察本部長」に訂正を求める訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

エ 実施機関は、平成29年1月20日付けで、条例第32条第2項の規定に基づき、本件対象保有個人情報について訂正をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関に対し、平成29年4月19日付けで、本件訂正請求のとおり訂正を求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審議の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、平成29年7月31日、実施機関から条例

第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受理した。

イ 当審査会は本件審査請求について、平成29年9月27日、実施機関の職員からの意見聴取を行った。

ウ 当審査会は本件審査請求について、平成29年12月14日、審査請求人から意見書の提出を受けた。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

本件対象保有個人情報、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け審査請求人からの公安委員会苦情(以下「本件苦情」という。)の申出に対するものである。本件対象保有個人情報は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで警察本部長から報告を受けた調査結果において「苦情の対象となった警務部監察官室員が行った職務執行については、問題は認められない」との内容報告を受け、実施機関で審議した結果を通知するにあたり本件苦情対象の課所室である「監察官室」と記載したものである。

よって、本件対象保有個人情報に「監察官室」と記載したことには誤りはなく、条例第31条に定める「当該訂正請求に理由がある」とは認められない。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

警察法(平成19年法律第108号)第79条第1項は、「都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。」として、都道府県警察の職員の職務執行に対する苦情申出制度を規定している。苦情の申出を受理した公安委員会は、警察本部長に対し苦情に係る事実関係の調査及び調査結果を踏まえた措置を行うよう指示し、指示を受けた警察本部長は、埼玉県警察本部においては埼玉県公安委員会苦情処理規程第4条の規定に基づく「公安委員会に対する苦情の処理要領」(以下「処理要領」という。)第5の規定により監察

官室等をして当該調査を行わせるとともに、その結果を公安委員会に報告する。公安委員会は、当該報告に基づき審議を行い、その結果を文書で苦情の申出者に通知することとされている。

本件対象保有個人情報、上記苦情申出制度に基づき審査請求人から実施機関に対してなされた本件苦情の申出について、警察法第79条第2項の規定に基づき苦情の処理の結果を文書により審査請求人に通知するために作成されたものである。

(2) 本件訂正請求について

本件訂正請求は、本件対象保有個人情報について、本件苦情の申出は警察本部長を対象に行ったものであり、監察官室を対象としたものではないとして「監察官室」を「警察本部長」に訂正を求めるものである。

実施機関は、本件訂正請求について訂正をする理由が認められないとして、本件処分を行った。

これに対し審査請求人は、本件訂正請求のとおり訂正するよう求めているので、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求の対象情報該当性について検討する。

(3) 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求については、条例第29条第1項において、同項第1号ないし第3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、実施機関の「評価・判断」には及ばないと解される。

ア 本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が条例第15条第1項の規定に基づき行った開示請求に対して、実施機関から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、条例第29条第1項第1号に該当する。

イ 次に、本件訂正請求の対象が条例第29条第1項の「事実」に該当するか否かを検討する。

条例における訂正請求制度は、保有個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものである。実施機関が行う「評価・判断」とは、保有個人情報の内容だけではなく、様々な要素を勘案してなされるものであるから、訂正請求によって直接的に是正することができるものではないと解される。ただし、評価した行為の有

無、評価に用いられたデータ等は「事実」に当たる。

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、実施機関から指示を受けた警察本部長は処理要領第5の規定に基づき監察官室長に調査を行わせていたことから、実施機関は当該調査を所管する課所室を監察官室であると審議を経て判断しており、本件訂正請求に係る訂正請求部分にはそれが記載されていたものであった。

したがって、本件訂正請求に係る訂正請求部分には実施機関の「評価・判断」が記載されており、条例第29条第1項に基づく訂正請求の対象である「事実」には該当しないものと認められる。

(4) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

早川 和宏、西田 幸介、東谷 良子

審議の経過

年 月 日	内 容
平成29年 7月31日	諮問（諮問第149号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
平成29年 9月27日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成29年10月30日	審議
平成29年12月14日	審査請求人から意見書を受理
平成29年12月25日	審議
平成30年 1月29日	審議

平成30年 2月26日	審議
平成30年 3月29日	答申

別表 開示する保有個人情報一覧

	保有個人情報の名称
1	苦情処理結果通知書（案）の作成について（平成〇〇年〇〇月〇〇日付公委第〇〇号）の決裁原議及び添付資料（公安委員会苦情の調査結果について（報告）（監第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日））
2	苦情処理結果通知書（案）の作成について（平成〇〇年〇〇月〇〇日付公委第〇〇号）の決裁原議及び添付資料（公安委員会苦情の調査結果について（報告）（監第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日））
3	苦情処理結果通知書（案）の作成について（平成〇〇年〇〇月〇〇日付公委第〇〇号）の決裁原議及び添付資料（公安委員会苦情の調査結果について（報告）（監第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日））
4	苦情処理結果通知書（案）の作成について（平成〇〇年〇〇月〇〇日付公委第〇〇号）の決裁原議及び添付資料（公安委員会苦情の調査結果について（報告）（監第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日））
5	苦情処理結果通知書（案）の作成について（平成〇〇年〇〇月〇〇日付公委第〇〇号）の決裁原議及び添付資料（公安委員会苦情の調査結果について（報告）（監第〇〇号、平成〇〇年〇〇月〇〇日））